

内部統制システムの基本方針

平成24年11月20日制定

1 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当財団の全ての理事は、社会規範・倫理そして法令等の遵守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。この実践のため、「コンプライアンス規程」に従い、率先垂範して財団全体の倫理の遵守及び浸透を図り、横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- (2) 当財団は、理事の職務執行を監督する理事会及び監査する権限を持つ監事を設置し、理事の職務執行について厳正な監視を行うことにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行にかかる情報は、文書(電磁的記録を含む。)によって保存する。
- (2) その取扱については、「文書取扱規程」に基づき適切に保存及び管理を行う。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」に基づき、事故や災害等あらゆるリスクに備えた損失の未然防止体勢を構築し、事故発生時の被害を極小化するために適切な対応をはかる。
- (2) 事故や災害等リスクの発生時には、速やかに緊急事態対応体制をとり、また、場合によっては理事長を本部長とする緊急事態対策本部を設置し、損害や被害の拡大の防止措置を講じ、迅速な危機の解決並びに回避をはかる。
- (3) 財務の健全性を確保する観点から、各種リスク(市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク)を認識し、その把握と管理、個々のリスクについて管理する体制を整備する。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事が適切に職務執行と監督の責任を分担し、社内規程等に則った権限委譲を行うことで意思決定の迅速化を図る。
- (2) 事業計画等を策定し明確な目標を定め、それに基づく適切な業務運営や進捗管理を実施し、必要に応じて目標を見直す等により、理事の職務執行を効率的に行う。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当財団は、職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス規程」の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
- (2) これらに基づき、法令や関係規程などの遵守にとどまらず、すべての役員及び職員が同じ倫理観・価値観を共有し、国民生活の充実向上と地域社会への貢献に努める。
- (3) 法令を遵守する財団運営の透明性とコンプライアンスの強化に向けて、理事長を委員長とする、コンプライアンス推進委員会を設置し、より高い倫理観に基づいた事業活動を行うよう指導し、不適切な事項については改善に向け勧告、指導等を行う。
- (4) 理事長は「内部通報制度運用規程」に基づき、職員等からの組織的又は個人的な法令違反等に関する相談又は通報に対し、適正な処理を行う仕組みを構築する。

6 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監事に関する庶務事項については、監事の要請に基づいて総務部職員がこれを担当する。
- (2) 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、理事会は監事と協議の上、補助すべき使用人に関する体制を整備するものとする。

7 前項の使用人の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助することとなった使用人は、監事より指示された業務の実施に関して、理事からの指示、命令を受けないこととする。
- (2) 監事の職務を補助することとなった使用人の人事異動及び人事考課に関しては、事前に監事に報告しその了承を得ることとする。

8 理事及び使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事及び職員は、法定の事項に加えて、当財団運営に重大な影響を及ぼす事項、理事の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事項が発生し、若しくはそのおそれがあるときは、その都度監事に対して報告する体制を構築する。
- (2) 監事はいつでも必要に応じて理事及び使用人に対して上記内容の報告を求めることができる。
- (3) 理事長は、「内部通報制度運用規程」により通報された事項に関し、監事が知るべき内容であれば監事に情報が提供される体制を整える。

9 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、理事会並びに、財団における重要な会議又は委員会に出席し、意見を述べることができるものとする。
- (2) 監事は、いつでも理事長及び会計監査人と監査内容について話し合い、意見交換を行うことができるものとする。
- (3) 財団内の重要伺い文書は、監事がいつでも閲覧でき、いつでも必要に応じて理事及び使用人に対してその報告を求めることができるものとする。

以上

付則（平成24年11月20日 第1回理事会承認）

この基本方針は、平成24年11月20日から実施する。